

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口等の状況

岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町、輪之内町及び安八町の人口の状況を表 3.2-1、人口の推移を図 3.2-1 に示す。

平成 28 年における人口は、岐阜市が最も多く 405,582 人、輪之内町が最も少なく 9,942 人、世帯数は岐阜市が最も多く 165,973 世帯、輪之内町が最も少なく 3,186 世帯となっている。

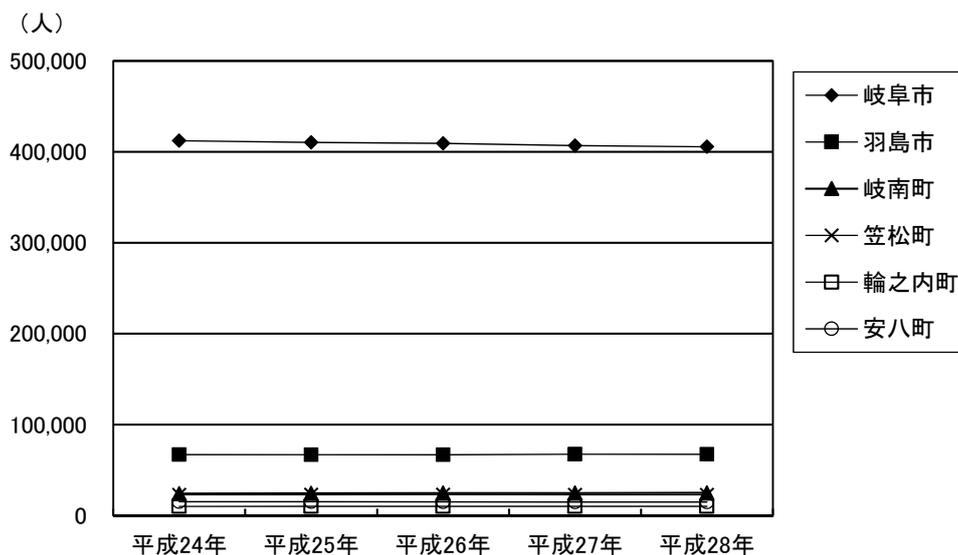
表 3.2-1 人口・世帯数等

項目 区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	対前年人口 増加率(%)	人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
岐阜市	405,582	165,973	-0.3	1,992	203.60
羽島市	67,230	24,268	-0.2	1,253	53.66
岐南町	24,931	9,837	1.2	3,152	7.91
笠松町	22,757	8,296	0.0	2,209	10.30
輪之内町	9,942	3,186	-0.3	445	22.33
安八町	14,761	4,747	0.0	813	18.16

注) 1. 人口及び世帯数は平成 28 年 10 月 1 日現在。

2. 対前年人口増加率(%) = (今年度人口/前年度人口 - 1) × 100

出典:「岐阜県統計書 平成 27 年～28 年」(岐阜県)



注)人口は各年 10 月 1 日の値。

出典:「岐阜県統計書平成 24 年～28 年」(岐阜県)

図 3.2-1 人口の推移

(2) 産業の状況

1) 産業大分類別従業者数

産業大分類別従業者数を表 3.2-2 に示す。

平成 26 年の産業大分類別従業者数は、岐阜市及び岐南町では卸売業、小売業、羽島市、笠松町、輪之内町、安八町では製造業が最も多くなっている。

表 3.2-2 産業大分類別従業者数(平成 26 年)

単位:人

産業分類		岐阜市	羽島市	岐南町	笠松町	輪之内町	安八町
第一次産業	農林漁業	687	12	4	10	40	29
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	22	-	-	-	-	-
	建設業	13,111	2,010	1,014	308	401	429
	製造業	16,609	5,143	2,765	2,700	1,953	2,454
	合計	29,742	7,153	3,779	3,008	2,354	2,883
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	968	-	-	-	-	-
	情報通信業	2,499	381	24	9	-	4
	運輸業、郵便業	8,071	1,166	1,611	574	444	189
	卸売業、小売業	45,486	4,743	3,986	1,710	999	676
	金融業、保険業	9,412	336	144	126	12	78
	不動産業、物品賃貸業	5,777	625	387	115	20	13
	学術研究、専門・技術サービス業	6,763	523	171	77	26	33
	宿泊業・飲食サービス業	20,630	2,334	1,285	368	82	232
	生活関連サービス業、娯楽業	9,590	1,279	743	265	133	88
	教育、学習支援業	7,655	503	165	152	14	42
	医療、福祉	26,447	2,248	991	2,233	269	313
	複合サービス事業	1,539	295	48	179	36	48
	サービス業(他に分類されないもの)	18,584	1,355	1,196	331	411	207
	合計	163,421	15,788	10,751	6,139	2,446	1,923
総数		193,850	22,953	14,534	9,157	4,840	4,835

注) 1.平成 26 年 7 月 1 日現在

2.「-」は従業者がいないことを示す。

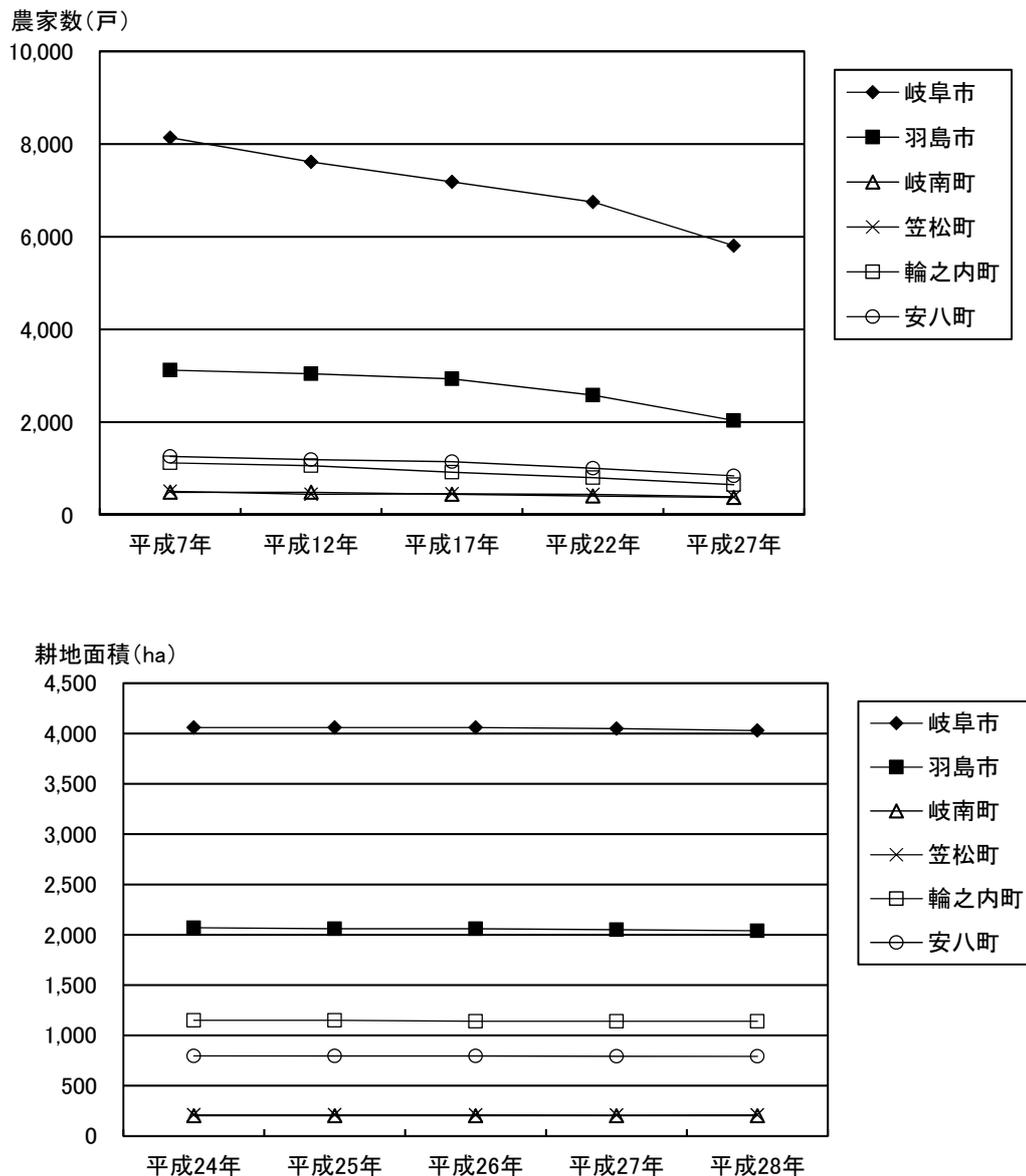
出典:「岐阜県統計書 平成 28 年」(岐阜県)

2) 農業

平成7年～平成27年の農家数及び平成24年～28年の耕地面積の推移を図3.2-2に示す。

農家数は、各市町ともに平成7年以降減少しており、平成27年現在、岐阜市では5,807戸、羽島市では2,037戸、岐南町では374戸、笠松町では390戸、輪之内町では651戸、安八町では約842戸となっている。

耕地面積は平成27年現在、岐阜市では4,030ha、羽島市では2,040ha、岐南町では202ha、笠松町では210ha、輪之内町では約1,140ha、安八町では約792haとなっており、ほぼ横ばいである。



注)岐阜市は、岐阜市と柳津町(平成18年1月1日合併)の合計。

出典:「岐阜県統計書 平成7年、平成12年、平成17年、平成22年、平成24年～28年」
(岐阜県)

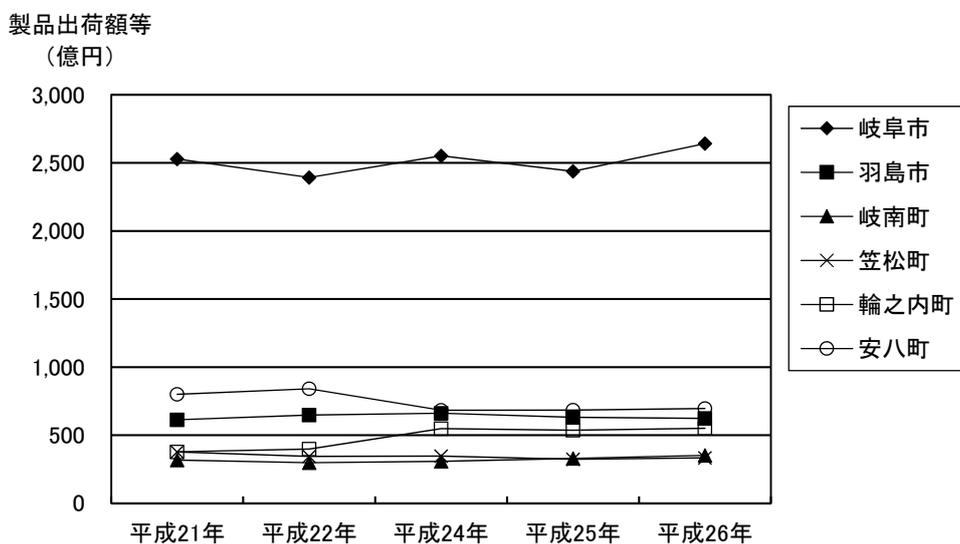
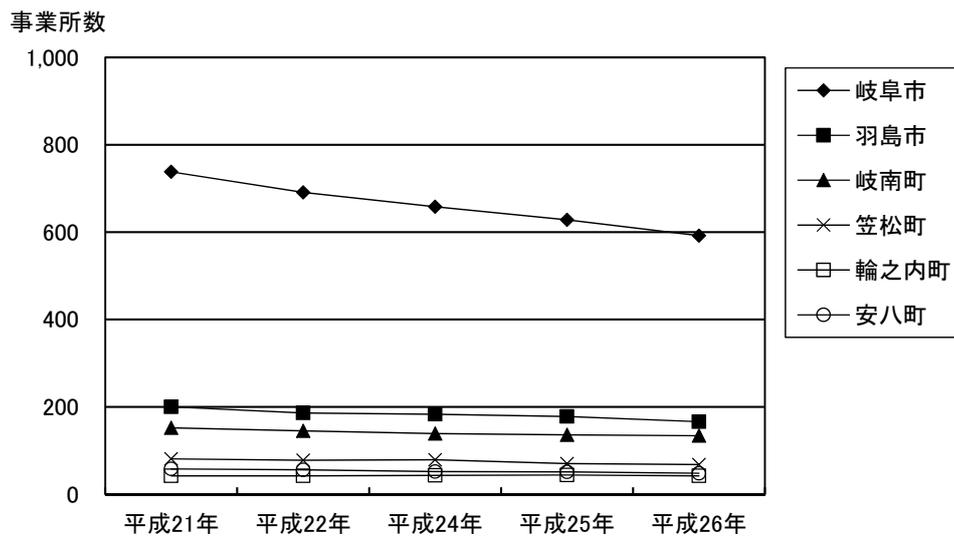
図3.2-2 農家数及び耕地面積の推移

3) 鉱工業

平成 21 年～26 年の事業所数及び製造品出荷額等の推移を図 3.2-3 に示す。

4 人以上の事業所数は、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町、安八町では減少、輪之内町ではほぼ横ばいで推移している。

また、平成 26 年の製造品出荷額等は、岐阜市では 2,642 億円、羽島市では 622 億円、岐南町では 351 億円、笠松町では 333 億円、輪之内町では 550 億円、安八町では 696 億円となっており、岐阜市は 2,300 から 2,600 億円程度で推移し、そのほかの市町は平成 24 年以降ほぼ横ばいである。



注)4 人以上の事業所のデータ。

出典:「岐阜県統計書 平成 22 年～28 年」(岐阜県)

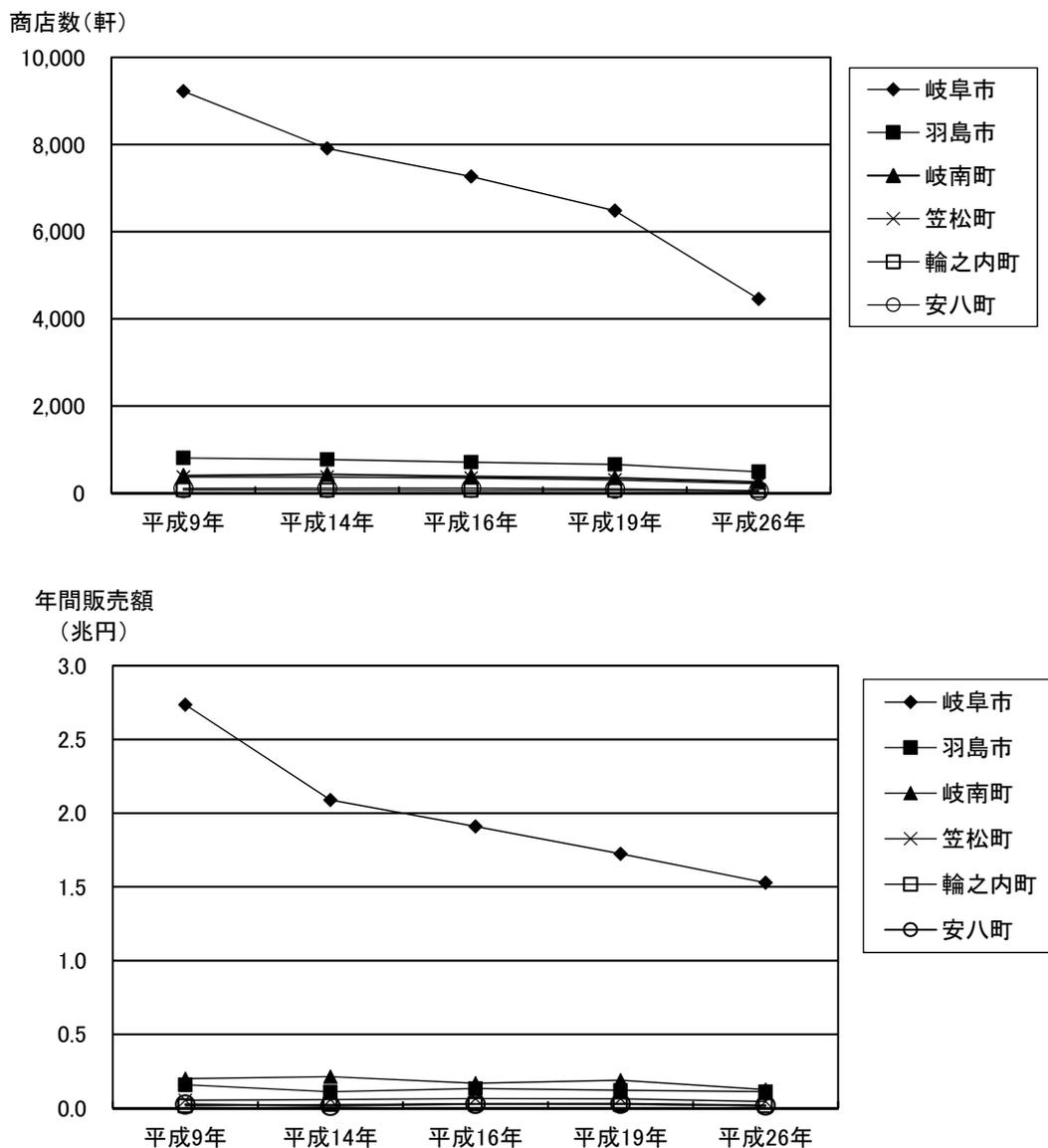
図 3.2-3 事業所数及び製造品出荷額等の推移

4) 商業

平成9年～26年の商店数及び年間販売額の推移を図3.2-4に示す。

商店数は、すべての市町で減少しており、岐阜市及び安八町では約半分に減少している。

年間販売額は、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町で減少しており、輪之内町では150億円程度から270億円程度、安八町では150億円程度から280億円程度で推移している。



注)岐阜市は岐阜市と柳津町(平成18年1月1日合併)の合計。

出典:「岐阜県統計書 平成13年、平成15年、平成28年」(岐阜県)、「商業統計書 平成16年、平成19年」(岐阜県)

図3.2-4 商店数及び年間販売額の推移

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

平成 26 年の羽島市、輪之内町及び安八町の地目別土地利用面積の状況を表 3.2-3 に示す。

羽島市、輪之内町及び安八町で農地が大きな割合を占めている。

表 3.2-3 地目別土地利用面積(平成 26 年)

単位:ha

地目	羽島市	輪之内町	安八町
農地	2,045	1,135	793
森林	-	-	-
原野等	0	-	-
道路	656	240	224
宅地	1,297	345	373
その他	1,368	513	426
計	5,366	2,233	1,816

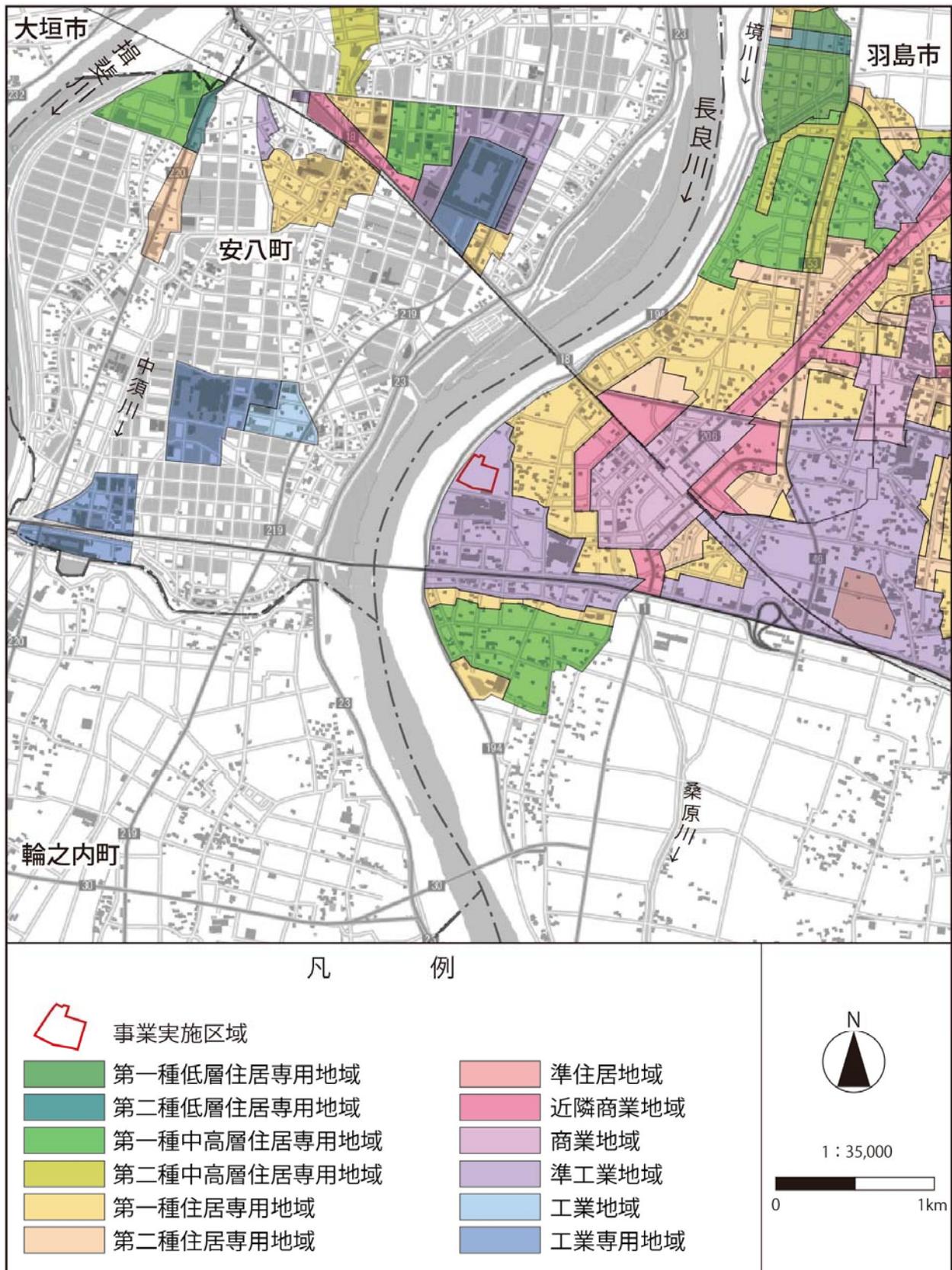
注)「-」は該当数値がないことを示す。

出典:「岐阜県統計書 平成 28 年」(岐阜県)

(2) 都市計画区域

事業実施区域及びその周辺の用途地域の指定状況を図 3.2-5 に示す。

事業実施区域は準工業地域に指定されている。



この地図は、「県域統合型GISぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（(C)岐阜県）を基に作成した。
 出典：「羽島市都市計画情報」（羽島市ホームページ）、「安八町都市計画マスタープラン」（安八町ホームページ）

図 3.2-5 事業実施区域及びその周囲の用途地域指定状況

3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 水面利用の状況

事業実施区域近傍は、長良川の中流から下流に位置している。

平成 26 年度河川水辺の国勢調査(河川空間利用実態調査)によれば、長良川は、地方都市を流下し、公園、グラウンド等の河川整備がされており、河川利用施設を利用した散策等、スポーツ等で利用されている一方で、アユ釣りといった自然型の利用もみられる。

出典:「河川水辺の国勢調査結果(河川空間利用実態調査) 平成 26 年度」(国土交通省)

(2) 水利用の状況

1) 上水道

羽島市、輪之内町及び安八町の平成 29 年 3 月末の給水人口及び水道の普及率を表 3.2-4 に示す。

表 3.2-4 水道の普及率の状況

区分	給水人口(人)	普及率(%)
羽島市	61,778	92.0
輪之内町	9,552	96.4
安八町	14,617	99.5

注)羽島市は平成 29 年 3 月 31 日現在の値。

出典:「岐阜県における水道の概況 平成 28 年度版」(岐阜県)

2) 地下水

羽島市及び安八郡の地下水の利用状況を表 3.2-5 に示す。

表 3.2-5 地下水の利用状況

区分	工業用水 (m ³)	水道 (m ³)	
羽島市	26,949	35,308	
安八郡	44,668	神戸町	13,500
		輪之内町	22,785
		安八町	7,178

注) 1. 工業用水は「1 日当たり水源別用水量」のうちの「井戸水」を示す。

2. 水道は上水道、簡易水道、専用水道を合計した値。

3. 安八郡の工業用水は神戸町、輪之内町、安八町を合計した値。

4. 羽島市、安八郡の工業用水は平成 26 年度の値。

出典:「岐阜県統計書 平成 28 年」(岐阜県)、「岐阜県における水道の概況 平成 28 年度版」(岐阜県)

(3) 漁業権の状況

事業実施区域周辺に位置する長良川については共同漁業権が設定されており、あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ、うぐい及びもくずがにの漁業が対象となっている。

出典:「岐阜県の第 5 種共同漁業権一覧 内共第 12 号～内共第 13 号」(岐阜県)

3.2.4 交通の状況

事業実施区域及びその周辺の主要道路網及び鉄道の状況を図 3.2-6 に、「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査」における主要道路の平日の交通量を表 3.2-6 に、主な鉄道駅の乗車人員を表 3.2-7 に示す。

主要道路として、事業実施区域の南には概ね南東から西に名神高速道路が走っており、その他近隣の主な道路としては県道茶屋新田掘津線が西に、岐阜南濃線が東に存在している。

鉄道としては、事業実施区域から 1km 程度北東の位置を JR 東海の東海道新幹線が南東から北西に通っている。また、東には名古屋鉄道羽島線がある。事業実施区域の東には最寄りの駅として JR 東海の岐阜羽島駅及び名古屋鉄道の新羽島駅がある。

表 3.2-6 主要道路における交通量の調査結果(平日)

路線名	観測地点名	番号	12 時間交通量 (台/12 時間)	大型車混入率 (%)
名神高速道路	岐阜羽島 IC～羽島市・安八町境	①	33,508	33.4
岐阜南濃線	羽島市江吉良町北池 313	②	15,737	12.2
岐阜南濃線	羽島市堀津町 2428-1	③	9,013	15.2
大垣一宮線	羽島市福寿町本郷 359-2	④	14,959	15.4
北方多度線	安八町森部	⑤	9,268	22.0
岐阜羽島インター線	羽島市江吉良町 2185	⑥	21,113	17.8
岐阜羽島線	羽島市小熊町島 1-2	-	14,418	8.2
羽島茶屋新田線	羽島市小熊町島 2-434-3	-	9,851	16.0
岐阜羽島停車場線	-	-	20,913	4.9
安八平田線	安八町大野	⑦	6,108	22.3
安八海津線	安八町牧	⑧	5,757	16.9

注) 1. 大型車混入率は大型車(バス、普通貨物車)の交通量に占める割合。

2. 観測時間は午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間。

3. 表中の番号は図 3.2-6 の地点番号を示す。

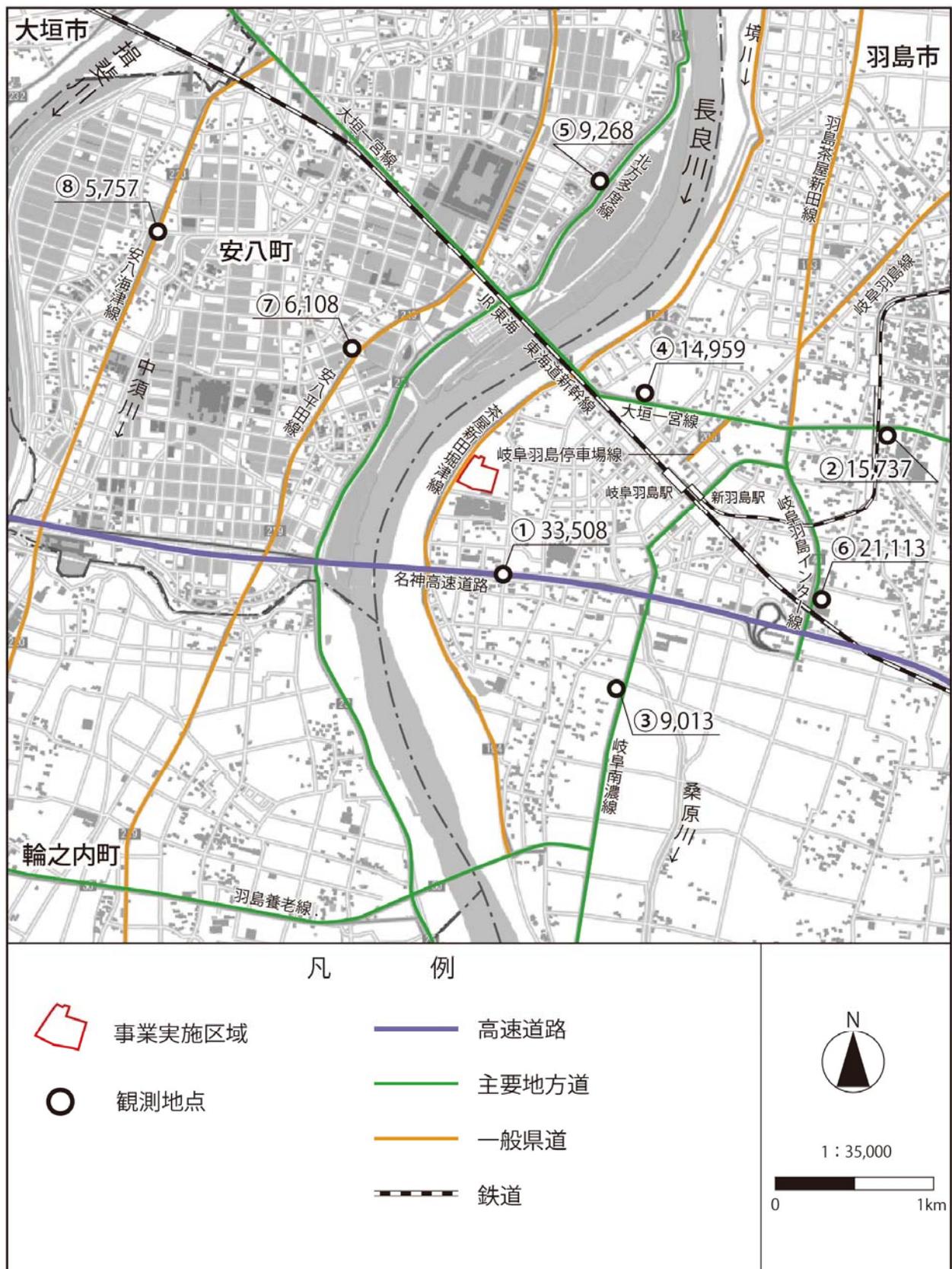
4. 観測地点名、番号が「-」の路線は出典に観測地点の記載がない、または、観測地点が事業実施区域及びその周辺にないことを示す。

出典:「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省)

表 3.2-7 主な駅の乗車人員

鉄道会社名等	駅名	乗車人員(人)
JR東海 東海道新幹線	岐阜羽島	1,041,217
名古屋鉄道 羽島線	新羽島	444,153

出典:「岐阜県統計書 平成 28 年」(岐阜県)



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（©岐阜県）を基に作成した。

注）名神高速道路の測定地点は岐阜羽島 IC～羽島市・安八町境間である。

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」（国土交通省）

図 3.2-6 主要道路網及び鉄道の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校等の状況

事業実施区域及びその周辺に位置する幼稚園、保育園、こども園、学校等の状況を表 3.2-8 及び図 3.2-7 に示す。事業実施区域の西約 0.9km に南條保育園、北東約 1.5km に西部幼稚園、羽島市立福寿小学校がある。

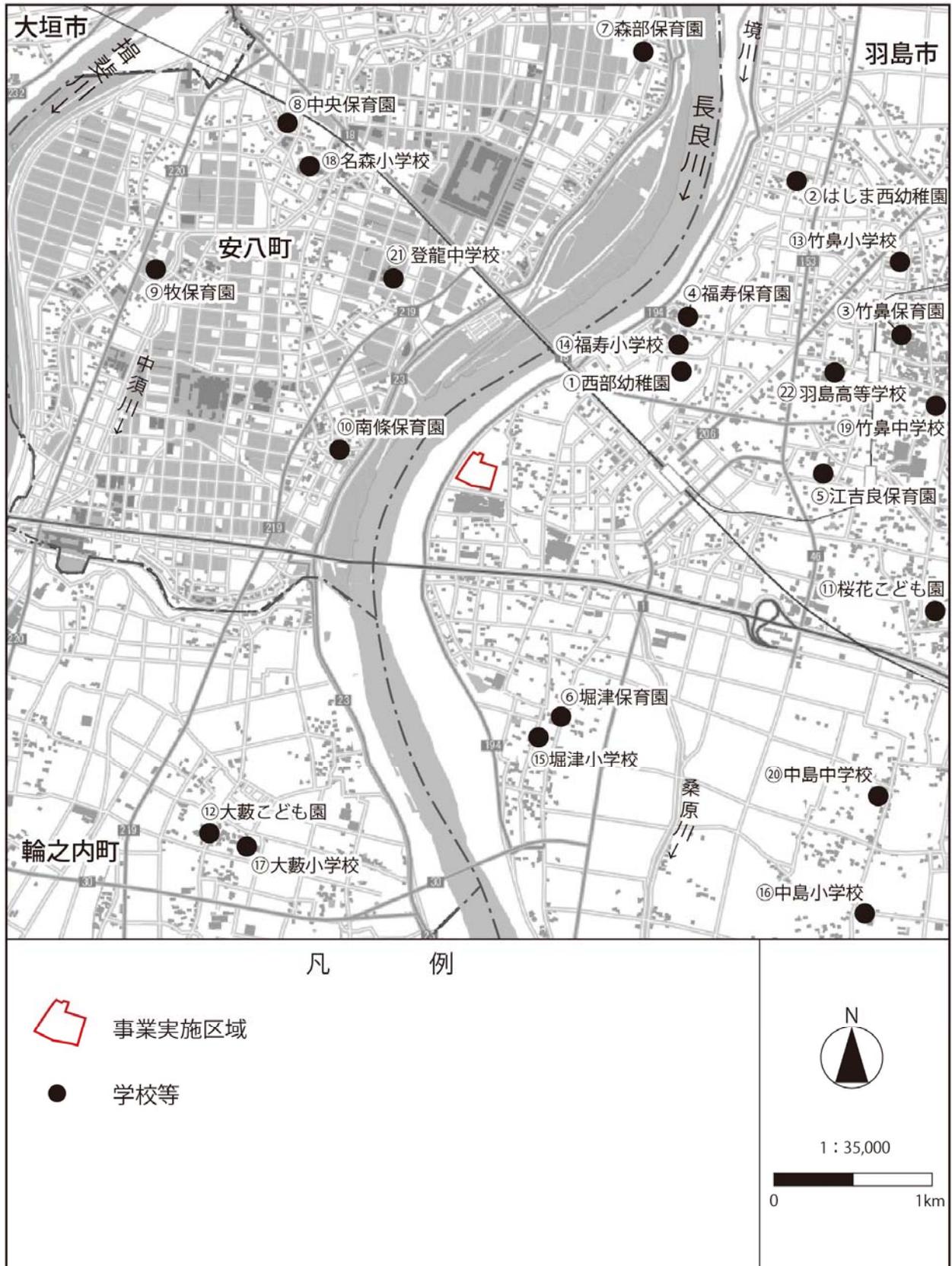
表 3.2-8 学校等の状況

区分	番号	名称	所在地
幼稚園	①	西部幼稚園	羽島市福寿町本郷 214-1
	②	はしま西幼稚園	羽島市福寿町間島 4-24
保育園	③	竹鼻保育園	羽島市竹鼻町 2802-2
	④	福寿保育園	羽島市福寿町本郷 1245-1
	⑤	江吉良保育園	羽島市江吉良町 481
	⑥	堀津保育園	羽島市堀津町前谷 68
	⑦	森部保育園	安八町森部 2055-1
	⑧	中央保育園	安八町中須 230
	⑨	牧保育園	安八町牧 1511
	⑩	南條保育園	安八町中 889
こども園	⑪	桜花こども園	羽島市上中町長間 1041
	⑫	大藪こども園	輪之内町大藪 1117
小学校	⑬	竹鼻小学校	羽島市竹鼻町 1295
	⑭	福寿小学校	羽島市福寿町本郷 1096
	⑮	堀津小学校	羽島市堀津町 617
	⑯	中島小学校	羽島市上中町沖 2100
	⑰	大藪小学校	輪之内町大藪 1117
	⑱	名森小学校	安八町大明神 40
中学校	⑲	竹鼻中学校	羽島市竹鼻町 3176
	⑳	中島中学校	羽島市上中町沖 1593
	㉑	登龍中学校	安八町大野 333
高等学校	㉒	羽島高等学校	羽島市竹鼻町梅ヶ枝町 200-2

注)1. 表中の番号は図 3.2-7 の地点番号を示す。

2. 公立、私立を含む。

出典:「県内学校一覧」(岐阜県)、「岐阜県私立幼稚園名簿」(岐阜県)、「市内保育園・認定こども園一覧」(羽島市)、「学校・こども園一覧」(輪之内町)、「施設案内 町内各保育園」(安八町)



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（(C)岐阜県）を基に作成した。
 出典：「県内学校一覧」（岐阜県）、「岐阜県私立幼稚園名簿」（岐阜県）、「市内保育園・認定こども園一覧」（羽島市）、
 「学校・こども園一覧」（輪之内町）、「施設案内 町内各保育園」（安八町）

図 3.2-7 学校、幼稚園、保育園等の状況

(2) 病院、社会福祉施設等の状況

事業実施区域及びその周辺に位置する病院、社会福祉施設等の状況を表 3.2-9 及び図 3.2-8 に示す。

事業実施区域の南側にわおんサービス付き高齢者向け住宅あおぎり、北東約 1.1km にレジデンス岐阜羽島がある。

表 3.2-9 病院、社会福祉施設等の状況

区分	番号	名称	所在地
病院	①	山中ジェネラルクリニック	安八町森部 1870-1
老人福祉センター	②	羽島市老人福祉センター	羽島市竹鼻町丸の内 6-160
有料老人ホーム	③	サロン・ド・フレール羽島	羽島市竹鼻町丸の内 9-53
	④	いろは	安八町大森 265-1
	⑤	レジデンス岐阜羽島	羽島市福寿町本郷千代田 116
	⑥	一休	輪之内町楡俣 484-1
	⑦	わおんサービス付き高齢者向け住宅あおぎり	羽島市福寿町平方 2481
	⑧	サービス付き高齢者向け住宅COCOLO	羽島市福寿町本郷 383-1
地域活動支援センター	⑨	羽島市地域活動支援センターのぞみ舎	羽島市福寿町浅平 3-106
児童館	⑩	生涯学習センターハートピア安八児童館	安八町氷取 30
	⑪	羽島児童センター	羽島市福寿町浅平 3-25

注)表中の番号は図 3.2-8 の番号を示す。

出典:「病院名簿」(平成 29 年 10 月 1 日現在 岐阜県ホームページ)、「社会福祉施設等名簿」(平成 30 年 5 月 1 日現在 岐阜県)

3.2.6 下水道の整備の状況

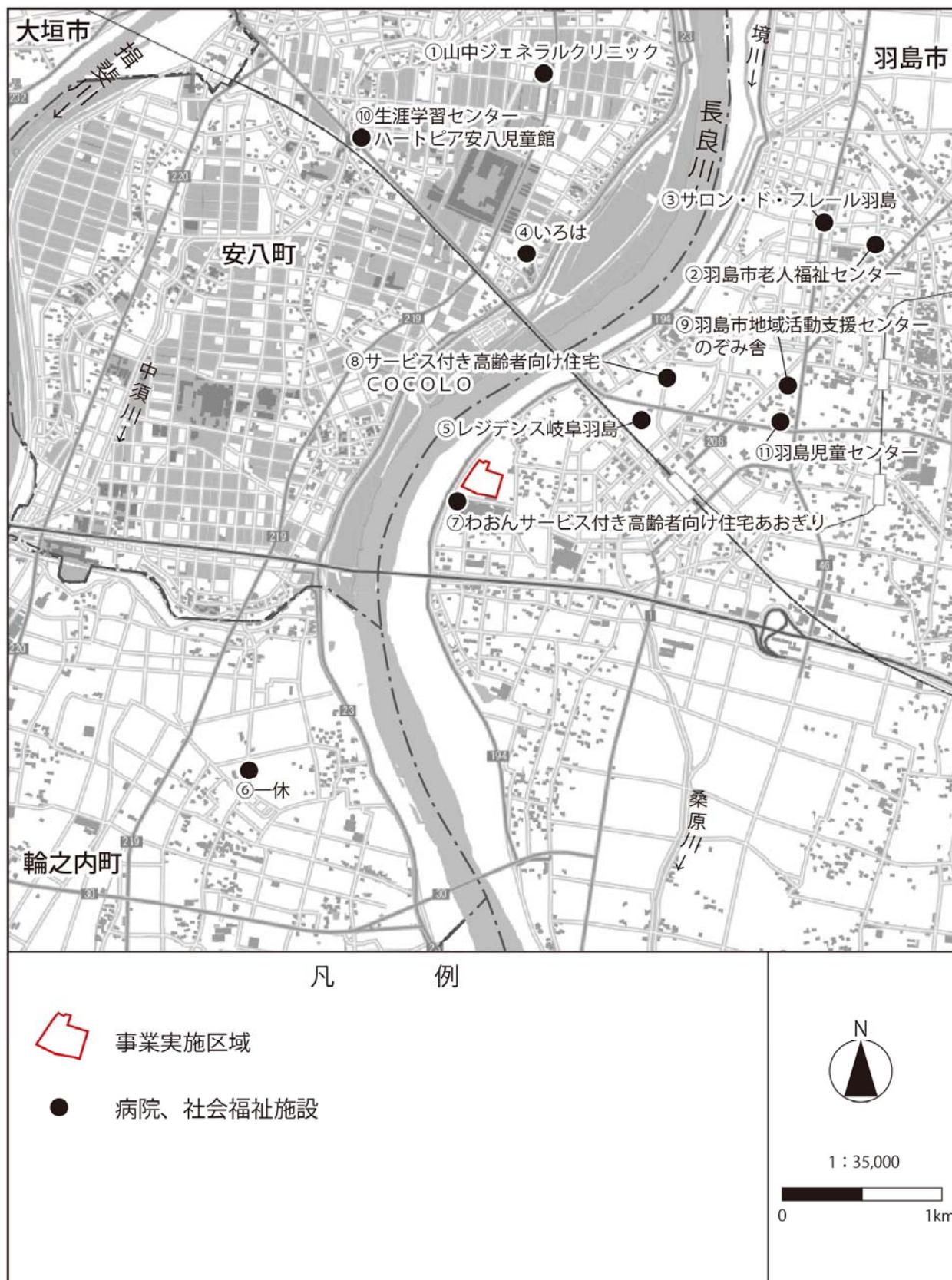
羽島市、輪之内町及び安八町の下水道の整備状況は表 3.2-10 に示すとおりである。

表 3.2-10 下水道の整備状況

区分	項目	住民基本 台帳人口 (人)	全体計画 面積 (ha)	処理区域		普及率 (%)
				面積(ha)	人口(人)	
岐阜市		412,589	9,194.0	7,896.0	381,350	92.4
羽島市		68,393	2,025.0	898.0	30,195	44.1
岐南町		24,976	759.0	676.5	23,208	92.9
笠松町		22,524	683.0	494.4	19,404	86.1
輪之内町		9,910	349.0	274.0	7,271	73.4
安八町		15,241	583.0	482.0	15,239	100.0

注)数値は平成 28 年 3 月 31 日現在。

出典:「岐阜県統計書 平成 28 年」(岐阜県)



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（©岐阜県）を基に作成した。
 出典：「市町村別医療施設状況」（平成 29 年 10 月 岐阜県）、「社会福祉施設等名簿」（平成 30 年 5 月 岐阜県）

図 3.2-8 病院、社会福祉施設等の状況

3.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 大気質

1) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準を表 3.2-11 に、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準を表 3.2-12 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3.2-13 に示す。また、有害大気汚染物質の指針値を表 3.2-14 に示す。

表 3.2-11 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	〔短期的評価〕 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 〔長期的評価〕 1 日平均値につき 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	〔長期的評価〕 1 日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	〔短期的評価〕 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。 〔長期的評価〕 1 日平均値につき 10ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	〔短期的評価〕 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 〔長期的評価〕 1 日平均値につき 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ、1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	〔短期的評価〕 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	〔長期的評価〕 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98 パーセントイル値が 35 μg/m ³ 以下であること。

注) 二酸化窒素は、1 時間値として「短期暴露指針値 0.1～0.2ppm」がある。(「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」(昭和 53 年 中央公害対策審議会))

出典:「環境白書 平成 29 年」(岐阜県)、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

表 3.2-12 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。

出典:「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)

表 3.2-13 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)

表 3.2-14 有害大気汚染物質の指針値

物質	環境上の条件
アクリロニトリル	年平均値が2μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値が10μg/m ³ 以下
水銀	年平均値が0.04μgHg/m ³ 以下
ニッケル化合物	年平均値が0.025μgNi/m ³ 以下
クロロホルム	年平均値が18μg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値が1.6μg/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値が2.5μg/m ³ 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値が6ng-As/m ³ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値が0.14μg-Mn/m ³ 以下

出典:「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年中央環境審議会)、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年中央環境審議会)、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次答申)」(平成22年中央環境審議会)、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十次答申)」(平成26年中央環境審議会)

2) 大気汚染防止法等による規制の概要

大気汚染防止法等に基づくばい煙、粉じん等に対する規制の概要を表 3.2-15 に示す。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉のダイオキシン類排出基準を表 3.2-16 に示す。

表 3.2-15 大気汚染防止法等に基づくばい煙発生施設等に関する規制の概要

項目	規制対象物質	規制種類	規制対象
ばい煙	硫黄酸化物	K値規制	各ばい煙発生施設(法対象施設)
	ばいじん	濃度規制	各ばい煙発生施設(法対象施設)
	有害物質 (カドミウム及びその化合物、 塩素及び塩化水素、弗素、 弗化水素及び弗化珪素、 鉛及びその化合物、窒素酸 化物)	濃度規制	各ばい煙発生施設(法対象施設)
揮発性有機化合物	揮発性有機化合物	濃度規制	揮発性有機化合物排出施設(法対象施設)
粉じん	特定粉じん (石綿)	敷地境界における 濃度規制	石綿を含む製品の製造に用いる切断機 等の特定粉じん発生施設を有する工場・ 事業所
		作業基準に関する 規制	特定粉じん排出等作業
	一般粉じん	構造並びに使用 及び管理に関する 規制	堆積場、ベルトコンベア等の一般粉じん 発生施設
有害大気汚染物質	指定物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン)	濃度規制	指定物質排出施設
水銀	水銀	濃度規制	水銀排出施設
自動車排出ガス	一酸化炭素、炭化水素、 鉛化合物	濃度規制	自動車単体
		濃度規制	自動車単体
	窒素酸化物、粒子状物質	車種規制	貨物自動車、乗合自動車、ディーゼル自 動車及びこれをベースに改造した特殊自 動車

注) 1. 指定物質は現在、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン。

2. K値は、羽島市及び安八町が 11.5、輪之内町が 17.5。

出典：「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)、「同施行令」(昭和 43 年政令第 329 号)、「同施行規則」(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号)、「同施行令」(平成 4 年政令第 365 号)

表 3.2-16 廃棄物焼却炉のダイオキシン類排出基準

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準 (ng-TEQ/m ³ _N)	既設施設基準 (ng-TEQ/m ³ _N)
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5m ² 以上、又は 焼却能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h 以上 4t/h 未満	1	5
	2t/h 未満	5	10

出典：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等（環境省ホームページ）

3) 条例による規制の概要

岐阜県公害防止条例に基づくばい煙、粉じん等に対する規制の概要を表 3.2-17 に示す。

表 3.2-17 条例によるばい煙及び粉じん発生施設等の規制

規制対象物質		規制種類	規制対象
ばい煙	硫黄酸化物	濃度規制	各ばい煙発生施設（法対象施設より小規模な施設等）
	ばいじん	濃度規制	各ばい煙発生施設（法対象施設より小規模な施設等）
	有害物質	濃度規制	各ばい煙発生施設（法対象施設より小規模な施設等）
粉じん等	粉じん	構造並びに使用及び 管理に関する基準	粉じん等発生施設 粉じん等発生作業
	特定物質	濃度規制 構造並びに使用及び 管理に関する基準	粉じん等発生施設 粉じん等発生作業

- 注) 1. 有害物質はカドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、硫化水素、二硫化水素
(ただし、排出基準が定められているのは亜鉛及びその化合物、硫化水素)
2. 特定物質はアンモニア、ホルムアルデヒド、硫化水素、二酸化いおう、塩化水素、二硫化炭素、クロム酸、弗素、弗化水素及び弗化珪素、亜鉛及びその化合物、フェノール

出典：「岐阜県公害防止条例」(昭和 43 年条例第 35 号)、「同施行規則」(昭和 43 年規則第 129 号)

(2) 騒音

1) 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準を表 3.2-18 に示す。また、事業実施区域及びその周囲の類型指定の状況を図 3.2-9 に示す。

事業実施区域は C 類型に該当する。

また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を表 3.2-19 に、事業実施区域及びその周囲の類型指定の状況を図 3.2-10 に示す。

事業実施区域は新幹線鉄道騒音の環境基準が適用される地域ではない。

表 3.2-18 騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特例	
	AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	幹線交通を担う道路に近接する空間	
基準値	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	70 デシベル以下 *45 デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下 *40 デシベル以下
達成期間	環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。			既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後 10 年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。 道路に面する地域以外の地域が、環境基準の施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとする。			
備考	1. 地域の類型 AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A:専ら住居の用に供される地域、 B:主として住居の用に供される地域 C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2. 時間の区分 昼間:午前 6 時から午後 10 時まで、 夜間:午後 10 時から翌日の午前 6 時まで 3. *は屋内へ透過する騒音に係る基準(個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。) 4. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。						

注) 1. A 類型、B 類型、C 類型は以下のように指定

羽島市

A 類型:第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

B 類型:第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

C 類型:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

輪之内町、安八町

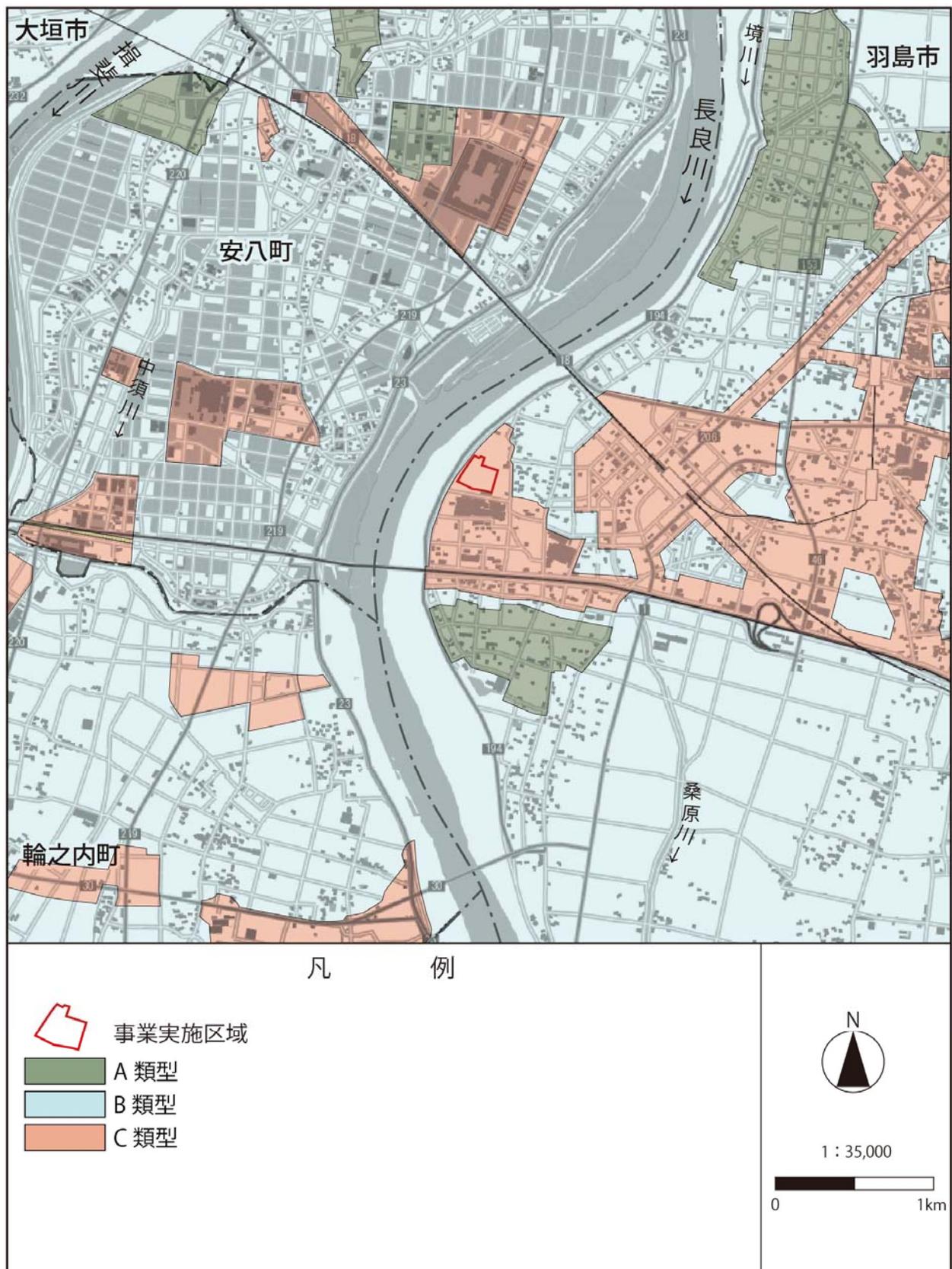
A 類型:騒音規制法に基づく指定地域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域のうち都市計画法に基づき第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域として定められた地域

B 類型:指定地域の区分が第 2 種区域のうち A 類型以外の地域

C 類型:指定地域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域である地域

2. AA 類型についてはあてはめがない

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(昭和 53 年岐阜県告示第 57 号)、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(平成 24 年羽島市告示第 47 号)



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（©岐阜県）を基に作成した。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（昭和52年岐阜県告示第57号）、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成24年3月羽島市告示47号）

図 3.2-9 騒音に係る環境基準による類型指定の状況

表 3.2-19 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(デシベル)
I (主として住居の用に供される地域)	70 以下
II (商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域)	75 以下

注)地域の類型ごとに指定する地域

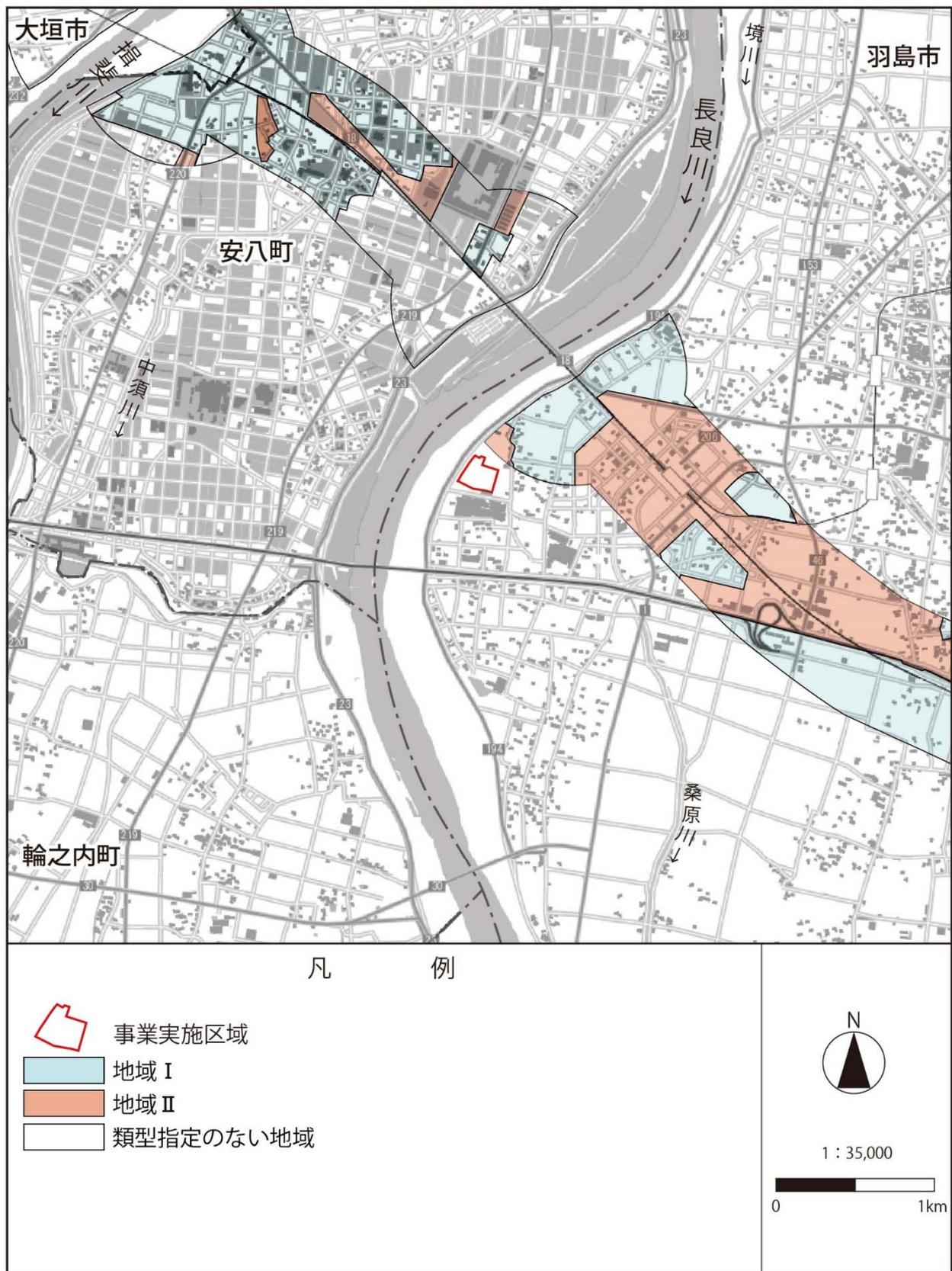
I :別表に掲げる地域のうち、騒音規制法に基づく区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域である地域

II :別表に掲げる地域のうち、騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域である地域

別表 大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町及び安八町の区域のうち、東海道新幹線鉄道の軌道中心線から両側それぞれ 400m 以内の地域(トンネル出入口における軌道中心線上の地点を中心に、トンネル中央部方向に半径 400 メートルを超える部分は除く。)。ただし、木曾川、長良川、揖斐川及び水門川の橋りょう並びに羽島市上中町地内の上中架道橋に係る部分については、橋けたの先端部それぞれにおける軌道中心線上の地点を、中心とする半径 700m の円内の地域。

備考 都市計画法に規定する工業専用地域及び河川法に規定する河川区域を除く。

出典:「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年環境庁告示第 46 号)、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(昭和 52 年岐阜県告示第 316 号)



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（©岐阜県）を基に作成した。

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（昭和 52 年岐阜県告示第 316 号）

図 3.2-10 新幹線鉄道騒音に係る環境基準による類型指定の状況

2) 騒音規制法

ア 道路に面する地域

騒音規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 3.2-20 に、事業実施区域及びその周囲の区域指定の状況を図 3.2-11 に示す。

事業実施区域付近は、c 区域に該当する。

表 3.2-20 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注) 1. 表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近隣する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2. a 区域 専ら住居の用に供される区域

b 区域 主として住居の用に供される地域

c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

3. a 区域、b 区域、c 区域は、以下のとおり指定

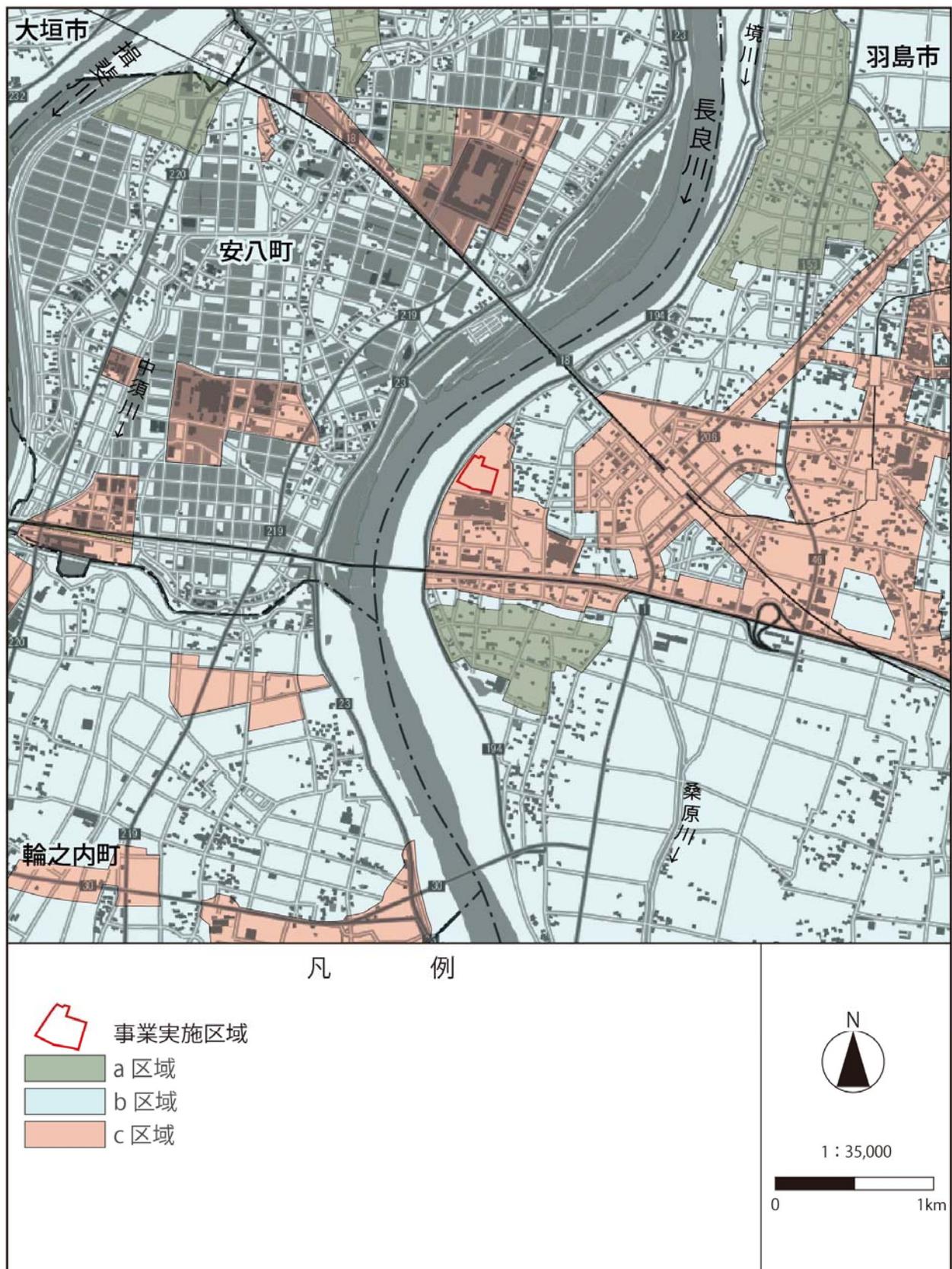
a 区域: 第1種騒音規制区域である区域、第2種騒音規制区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

b 区域: 第2種騒音規制区域である地域(a区域である地域を除く)

c 区域: 第3種騒音規制区域又は第4種騒音規制区域である区域

4. 時間の区分は、昼間が午前6時～午後10時、夜間が午後10時～翌日の午前6時である。

出典:「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)、「騒音規制法に基づく騒音の規制基準に定める区域区分の指定」(平成12年岐阜県告示第259号)、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域」(平成24年羽島市告示第51号)



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（©岐阜県）を基に作成した。
 出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）、「騒音規制法に基づく騒音の規制基準に定める区域区分の指定」（平成 12 年岐阜県告示第 259 号）、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域」（平成 24 年羽島市告示第 51 号）

図 3.2-11 騒音規制法による自動車騒音の区域指定の状況

イ 特定工場に係る規制基準

騒音規制法及び条例に基づく特定工場等において発生する騒音の規制を表 3.2-21 に示す。

工場、事業場騒音については、特定施設を有する工場、事業場に対し、区域の区分に応じて時間区分ごとに規制基準が定められている。

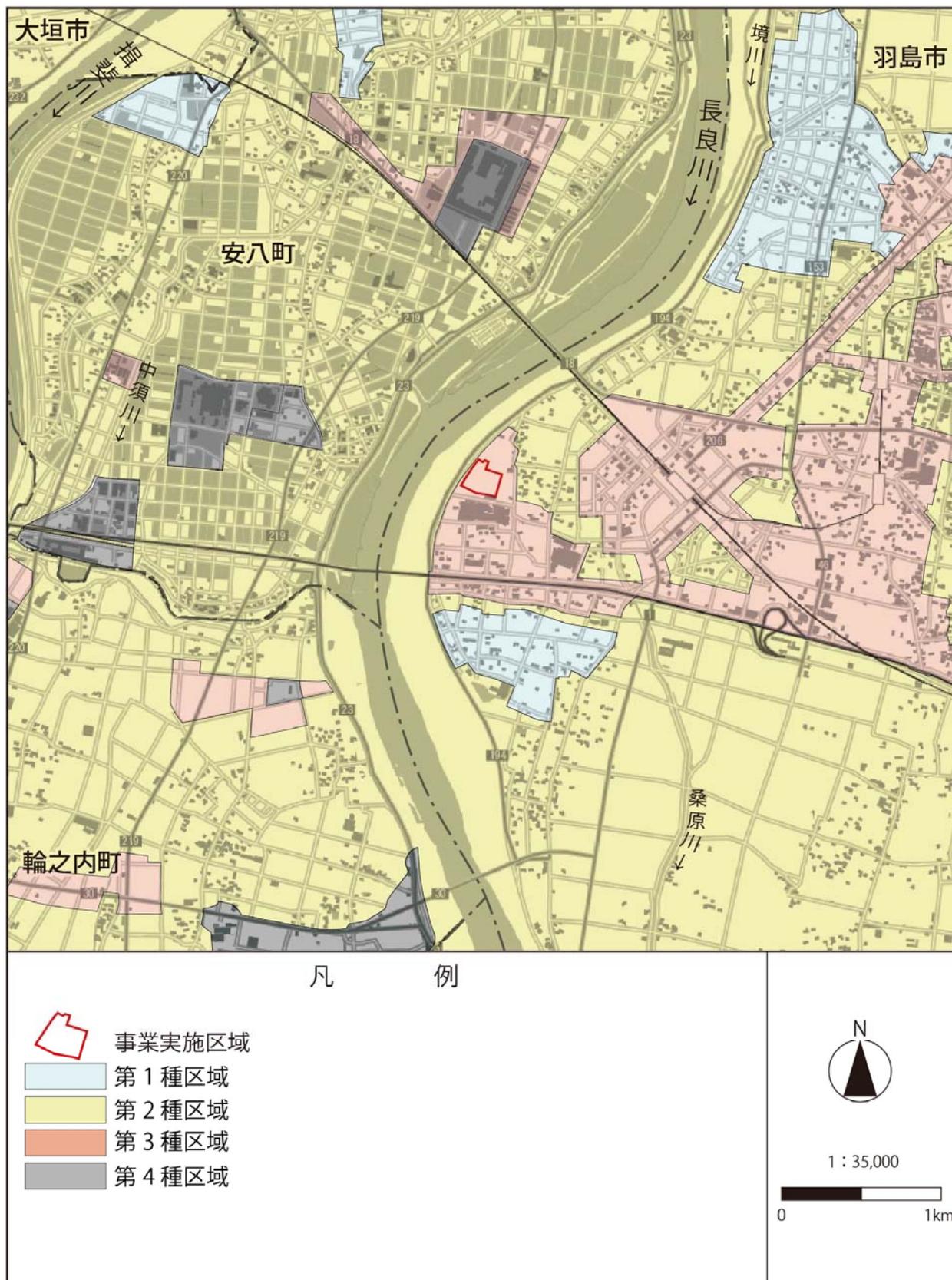
騒音規制法に基づく区域の区分を図 3.2-12 に示す。事業実施区域は第 3 種区域に該当する。

表 3.2-21 特定工場等において発生する騒音の規制基準

地域の区分	時間の区分		
	昼間(8時～19時)	朝(6時～8時) 夕(19時～23時)	夜間(23時～6時)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- 注) 1. 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 第 2 種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 第 3 種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 第 4 種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
2. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域は以下のとおり指定
- 羽島市
- 第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域
 第 2 種区域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
 第 3 種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 第 4 種区域 工業地域
- 輪之内町
- 第 2 種区域 第 3 種区域及び第 4 種区域を除いた地域
 第 3 種区域 四郷字新開、字上ノ切、字中ノ切、中郷新田字道上、字八反田、中郷字下切戸、字長池、里字中之池、字八町、福東新田字東沖、大吉新田字和ノ割、字知ノ割、下大樽新田字中沼、字中江、字柳原、福東字上沼、字中沼、字下沼、南波字村上、字村東、字村内、楡俣字松原、字一色、字村前、字梶屋及び字郷蔵下の各一部
- 第 4 種区域 大藪字河原田、字河原前、字築廻、字高畑、字東猫田、字小畑前、字東葭原及び字新河原の各全部、大藪字砂山、中郷新田字道下、字東割、下大樽新田字中沼、字奥沼、下大樽字川原、南波字村東、字村内、楡俣字松原及び字一色の各一部
- 安八町
- 第 1 種区域 牧字附砂、字一番割、中須字起及び字西曲輪の各一部
 第 2 種区域 第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域を除いた地域
 第 3 種区域 南今ヶ淵字東沼、字中筋、森部字南沼、字高須、大森字筏場、字松原、氷取字金沼、西結字奥田、西結字国道南、森部字山之神裏、字北島、牧字十八町、南今ヶ淵字河原、大明神字宮裏及び東結字芝原北の各一部
 第 4 種区域 大森字伊勢沼、森部字高須、大森字筏場、字松原字中沼、氷取字金沼、中字大平、字六反、牧字新長田、字南川、字南長田、南今ヶ淵字東沼、大野字山起、外善光字山田、南條字自分、字草野、中字南山田、字坊野、字堅割及び字北山田の各一部

出典:「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(昭和 44 年岐阜県告示第 486 号)、「特定工場において発生する騒音の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 49 号)



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（©岐阜県）を基に作成した。
 出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）、「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（昭和44年岐阜県告示第486号）、「特定工場において発生する騒音の規制基準」（平成24年羽島市告示第49号）

図 3.2-12 騒音規制法に基づく区域の区分

ウ 特定建設作業に係る規制

騒音規制法及び条例に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制を表 3.2-22 に示す。事業実施区域は第 1 号区域に該当する。

表 3.2-22 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85 デシベル	
作業禁止時間	19 時～7 時	22 時～6 時
1 日あたりの作業時間*	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

注) 1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値である。

2. 区域の指定

第 1 号区域

羽島市

騒音規制法に基づく騒音の規制地域の区域の区分が第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域並びに第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所(収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲のおおむね 80m の区域

輪之内町、安八町

騒音規制法に基づく規制地域の区域の区分が、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域である地域並びに第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 m の地域

第 2 号区域: 第 1 号区域以外の区域

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定」(昭和 47 年岐阜県告示第 218 号)、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定」(平成 24 年羽島市告示第 50 号)

3) 県条例による規制の概要

岐阜県公害防止条例による騒音規制の概要を表 3.2-23 に示す。

表 3.2-23 条例による騒音規制の概要

規制項目	規制方法	法律による規制との関係
工場等の騒音	敷地境界における 大きさ規制	規制対象施設の種類の追加
事業場内特定作業に係る騒音	敷地境界における 大きさ規制	規制対象作業の種類の拡大

出典: 「岐阜県公害防止条例」(昭和 43 年条例 35 号)、「同施行規則」(昭和 43 年規則 129 号)

(3) 振動

1) 振動規制法

ア 道路に面する地域

振動規制法に基づく道路に面する地域の要請限度を表 3.2-24 に、事業実施区域及びその周囲の区域の指定の状況を図 3.2-13 に示す。

事業実施区域付近は、第 2 種区域に該当する。

表 3.2-24 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

- 注) 1. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれの各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域
 第 1 種区域: 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域
 第 2 種区域: 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
2. 第 1 種区域及び第 2 種区域は以下のように定められている。
 第 1 種区域: 騒音規制法に基づく区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域である地域
 第 2 種区域: 騒音規制法に基づく区域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域である地域
3. 昼間、夜間は以下のように定められている。
 昼間: 午前 8 時から午後 7 時まで 夜間: 午後 7 時から翌日午前 8 時まで
- 出典: 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)、「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定による区域及び同表備考 2 の規定による時間の指定」(昭和 53 年岐阜県告示第 156 号)、「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定による区域及び同表備考 2 の規定による時間の指定」(平成 24 年羽島市告示第 55 号)

イ 特定工場等に係る規制基準

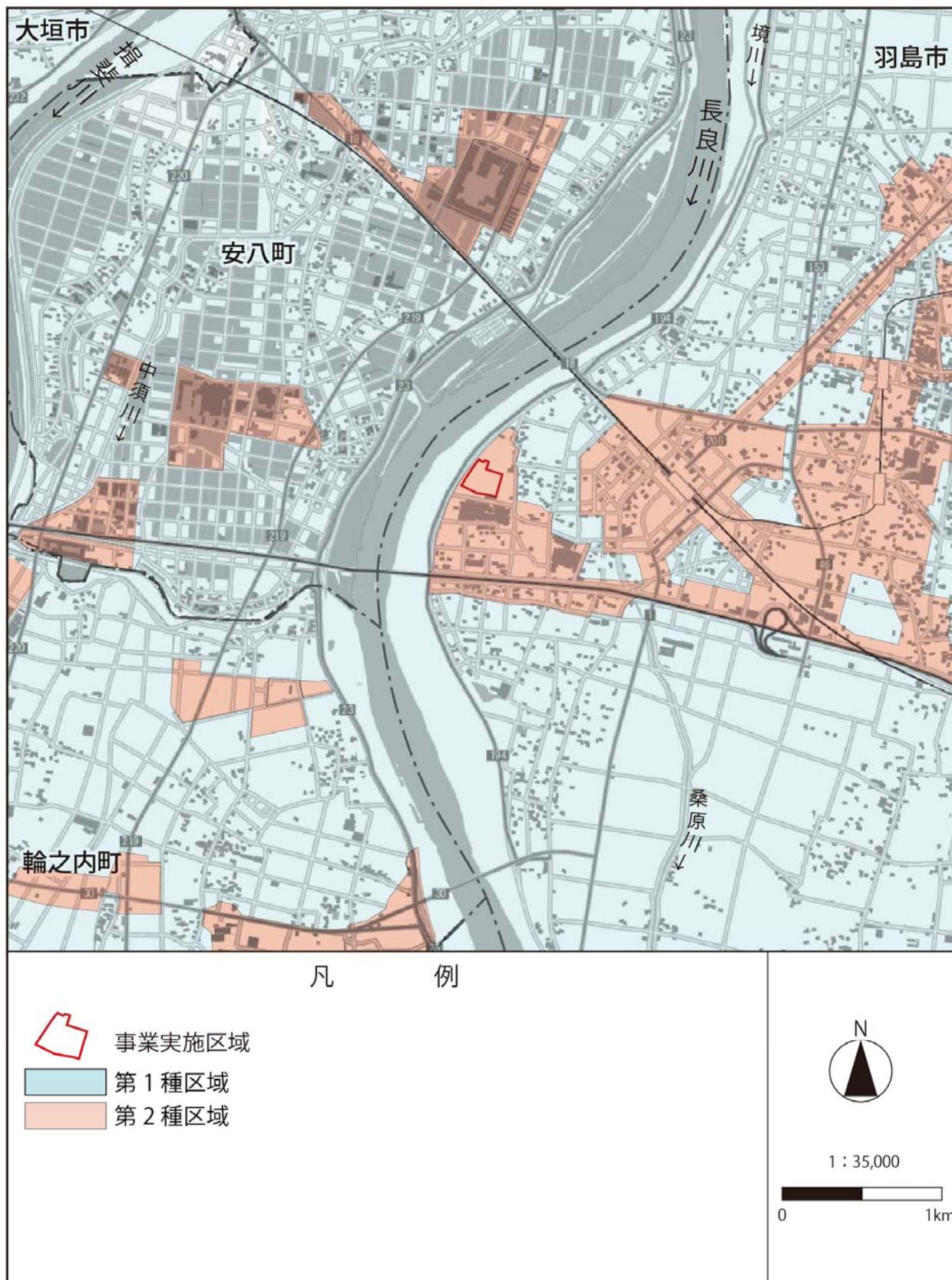
振動規制法及び県条例等に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準を表 3.2-25 に示す。

事業実施区域付近は、第 2 種区域に該当する。

表 3.2-25 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間区分	
	昼間(8 時～19 時)	夜間(19 時～8 時)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

- 注) 第 1 種区域: 騒音規制法に基づく区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域である地域
 第 2 種区域: 騒音規制法に基づく区域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域である地域
- 出典: 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号)、「振動規制法に基づく規制地域の指定」(昭和 53 年岐阜県告示第 53 号)、「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定による区域及び同表備考 2 の規定による時間の指定」(昭和 53 年岐阜県告示第 156 号)、「振動の規制地域の指定」(平成 24 年羽島市告示第 52 号)、「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 53 号)



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（©岐阜県）を基に作成した。
 出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）、「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定による区域及び同表備考 2 の規定による時間の指定」（昭和 53 年岐阜県告示第 156 号）、「振動の規制地域の指定」（平成 24 年羽島市告示第 52 号）、「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成 24 年羽島市告示第 53 号）

図 3.2-13 振動規制法による区域の指定状況

ウ 特定建設作業に係る規制基準

振動規制法及び県条例等による特定建設作業に係る振動の規制基準を表 3.2-26 に示す。

表 3.2-26 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制種別	第1号区域	第2号区域
基準値	75 デシベル	
作業禁止時間	19時～7時	22時～6時
1日あたりの作業時間*	10時間以内	14時間以内
作業期間	連続6日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

注) 1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値である。

2. 地域区分

第1号区域

ア:騒音規制法に基づく区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域

イ:騒音規制法に基づく区域の区分が第4種区域である地域のうち、学校、保育所、病院、診療所(収容施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

第2号区域:騒音規制法に基づく区域の区分が第4種区域である地域のうち上記イを除く地域

出典:「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)、「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による区域の指定」(昭和53年岐阜県告示第155号)、「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定による区域及び同表備考2の規定による時間の指定」(平成24年羽島市告示第55号)

2) 県条例

岐阜県においては法を超えた規制は行っていない。

(4) 悪臭

羽島市、輪之内町及び安八町は、全域が悪臭防止法による規制地域に指定されている。敷地境界等における規制基準を表 3.2-27～表 3.2-29 に示す。また、事業実施区域及びその周囲の地域指定を図 3.2-14 に示す。

表 3.2-27 敷地境界における特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	規制基準(ppm)	臭いの種類
アンモニア	1	刺激臭
メチルメルカプタン	0.002	腐ったたまねぎ臭
硫化水素	0.02	腐った卵臭
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツ臭
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツ臭
トリメチルアミン	0.005	腐った魚臭
アセトアルデヒド	0.05	刺激臭
プロピオンアルデヒド	0.05	甘酸っぱいこげたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	甘酸っぱいこげたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	甘酸っぱいこげたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱいこげたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱいこげたにおい
イソブタノール	0.9	発酵したにおい
酢酸エチル	3	シンナー臭
メチルイソブチルケトン	1	シンナー臭
トルエン	10	ガソリン臭
スチレン	0.4	都市ガス臭
キシレン	1	シンナー臭
プロピオン酸	0.03	すっぱいような刺激臭
ノルマル酪酸	0.002	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のおい
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のおい

出典:「悪臭物質の規制基準」(昭和 47 年岐阜県告示第 1013 号)、「悪臭物質の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 57 号)

表 3.2-28 煙突等の排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
-----------	--

注) 規制基準は、次の換算式によって得られた排出口からの排出量によって規制される。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q: 特定悪臭物質の排出量 (Nm³/h)

He: 補正された排出口の高さ (m)

Cm: 敷地境界線における規制基準値 (ppm)

出典: 「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)、「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号)、「悪臭物質の規制基準」(昭和 47 年岐阜県告示第 1013 号)、「悪臭物質の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 57 号)

表 3.2-29 排出口からの排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類	$Q \leq 10^{-3}$	$10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$	$10^{-1} < Q$
メチルメルカプタン (mg/L)	16	3.4	0.71
硫化水素 (mg/L)	5.6	1.2	0.26
硫化メチル (mg/L)	32	6.9	1.4
二硫化メチル (mg/L)	63	14	2.9

注) Q (単位: m³/s) は、事業場の敷地外に排出される排水を示す。

出典: 「悪臭物質の規制基準」(昭和 47 年岐阜県告示第 1013 号)、「悪臭物質の規制基準」(平成 24 年羽島市告示第 57 号)



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（©岐阜県）を基に作成した。
 出典：「悪臭物質の排出を規制する地域の指定」（昭和 47 年岐阜県告示第 1012 号）、「悪臭物質の規制基準」（平成 24 年羽島市告示第 57 号）

図 3.2-14 悪臭防止法による地域の指定

(5) 水質

1) 河川

ア 環境基準

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準を表 3.2-30～表 3.2-31 に示す。長良川、桑原川における河川の類型指定の状況を図 3.2-15 に示す。

事業実施区域近傍の長良川はA類型、桑原川はC類型に指定されている。

表 3.2-30 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

表 3.2-31 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼は除く))

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E 以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考) 1. 基準値は日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

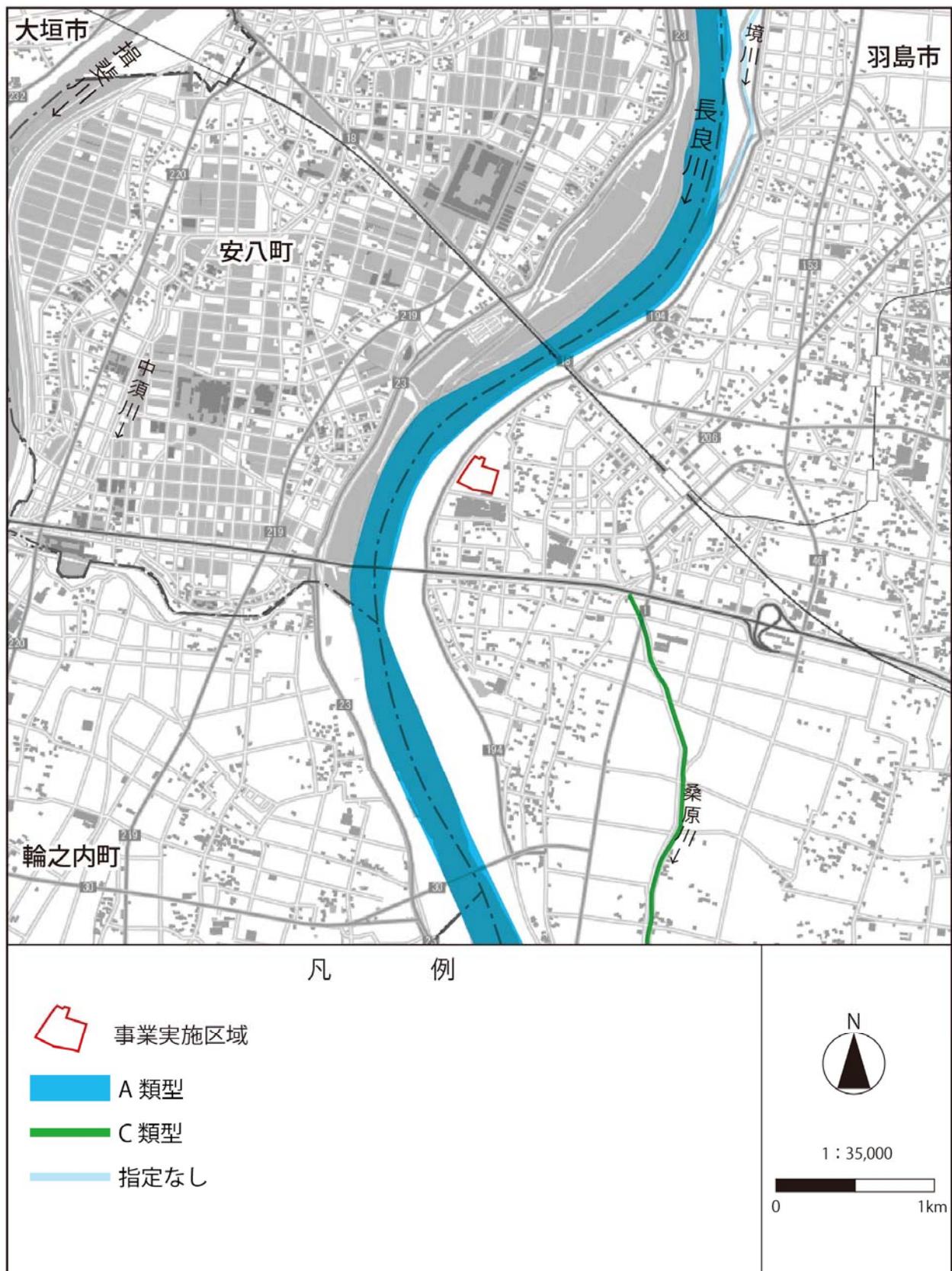
- 注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級: 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級: 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級: 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)



この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（©岐阜県）を基に作成した。
 出典：「環境白書 平成 29 年」（岐阜県）、「河川調書」（平成 26 年 7 月 1 日 岐阜県）

図 3.2-15 類型指定の状況

イ 水質汚濁防止法等に基づく排水基準

水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく有害物質の排水基準を表 3.2-32 に、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準及び岐阜県条例に基づく一般項目の排水基準、上乘せ排水基準を表 3.2-33 に示す。

羽島市、輪之内町及び安八町は、水質汚濁防止法に定める総量削減に係る指定地域となっており、化学的酸素要求量、窒素又はりん含有量について総量規制が適用される。

表 3.2-32 排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L(海域以外)
ふっ素及びその化合物	8mg/L(海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

注) 1. 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。

出典: 「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35)、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年総理府令第67号)

表 3.2-33 排水基準(一般項目 岐阜県 長良川水域)

一般項目	許容限度	上乗せ許容限度 (公共下水道処理区域に所在するもの)
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下(海域以外)	—
生物化学的酸素要求量(BOD)	160(日間平均 120)mg/L	25(日間平均 20)mg/L
化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均 120)mg/L	—
浮遊物質(SS)	200(日間平均 150)mg/L	90(日間平均 70)mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L	5mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	0.5mg/L
銅含有量	3mg/L	—
亜鉛含有量	2mg/L	—
溶解性鉄含有量	10mg/L	—
溶解性マンガン含有量	10mg/L	—
クロム含有量	2mg/L	—
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	—
窒素含有量	120(日間平均 60)mg/L	—
燐含有量	16(日間平均 8)mg/L	—

- 注) 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表の排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。なお、上乗せ許容限度については、排出水の量が50m³未満でも適用される施設がある。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和46年岐阜県条例第33号)

(6) 底質

底質の暫定除去基準を表 3.2-34 に示す。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水底の底質の汚染に係る環境基準を表 3.2-35 に示す。

表 3.2-34 底質の暫定除去基準

項目	濃度
水銀(河川及び湖沼)	25ppm
PCB	10ppm

出典:「底質の暫定除去基準について」(昭和 50 年環水管第 119 号)

表 3.2-35 水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	ダイオキシン類
基準値	150pg-TEQ/g以下

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

(7) 地盤、地下水

1) 地盤沈下

羽島市は濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の観測地域に指定されており、地盤沈下、地下水位等の状況の観測又は調査を行うとともに、地下水採取の自主規制の継続等適切な地下水採取が求められている。

出典:「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」(昭和 60 年環水企 291 号)、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)、「同施行令」(昭和 32 年政令第 412 号)

2) 地下水

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.2-36 に示す。

表 3.2-36 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチエレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)

3) 土壌

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2-37 に示す。

表 3.2-37 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下

- 注) 1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
2. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
3. 「検液中に検出されないこと」とは定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

備考:ダイオキシン類については、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典:「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

(8) 日照障害

建築基準法に基づく日影規制による中高層の建築物の高さの制限を表 3.2-38 に示す。

表 3.2-38 建築基準法に基づく日影規制

(い) 地 域	(ろ) 制限を受ける 建築物	(は) 平均地盤面 からの高さ	(に)	
			敷地境界線からの水 平距離が 5 m を超え 10 m 以内	敷地境界線からの 水平距離が 10 m を 超える範囲
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが 7 m を超える建築 物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5m	(一) 3 時間 (二) 4 時間 (三) 5 時間	(一) 2 時間 (二) 2.5 時間 (三) 3 時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが 10 m を超える建築物	4 m 又は 6.5 m	(一) 3 時間 (二) 4 時間 (三) 5 時間	(一) 2 時間 (二) 2.5 時間 (三) 3 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが 10 m を超える建築物	4 m 又は 6.5 m	(一) 4 時間 (二) 5 時間	(一) 2.5 時間 (二) 3 時間
用途地域の指定のない地域	イ 軒の高さが 7 m を超える 建築物又は地階を除く 階数が 3 以上の建築物	1.5 m	(一) 3 時間 (二) 4 時間 (三) 5 時間	(一) 2 時間 (二) 2.5 時間 (三) 3 時間
	ロ 高さが 10 m を超える建 築物	4 m	(一) 3 時間 (二) 4 時間 (三) 5 時間	(一) 2 時間 (二) 2.5 時間 (三) 3 時間

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。

出典：「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)を基に作成

参考：(岐阜県建築基準条例)

法第五十六条の二第一項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は次の表の第一欄に掲げる区域とし、同項の規定により法別表第四の項イ又はロのうちから条例で指定するものは次の表の第一欄に掲げる区分に応じ同表の第二欄に掲げるものとし、法第五十六条の二第一項の規定により平均地盤面からの高さとして法別表第四(は)欄に掲げる高さのうちから指定するものは次の表の第一欄に掲げる区域の区分に応じ同表の第三欄に掲げる高さとし、同項の規定によりそれぞれの区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第四(に)欄の各号のうちから指定する号は次の表の第一欄に掲げる区域の区分に応じ同表の第四欄に掲げる号とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の全部の区域			(二)
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の全部の区域		4 m	(二)
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域のうち建築物の容積率が十分の二十と定められた区域		4 m	(二)
近隣商業地域のうち建築物の容積率が十分の二十と定められた区域(岐阜市及び羽島市の知事が指定する区域を除く。)		4 m	(二)
準工業地域のうち建築物の容積率が十分の二十と定められた区域(高山市の知事が指定する区域を除く。)		4 m	(二)
用途地域の指定のない区域のうち容積率が十分の八と定められ、及び建ぺい率が十分の五と定められた区域又は容積率が十分の十と定められ、及び建ぺい率十分の六と定められた区域	イ		(二)
用途地域の指定のない区域のうち容積率が十分の二十と定められ、及び建ぺい率が十分の六と定められた区域	ロ		(三)

出典：「岐阜県建築基準条例」(平成 8 年岐阜県条例第 10 号)

(9) 景観

岐阜県は景観基本条例により良好な景観の形成を促進することとしており、建築物の新設等を特定届出対象行為とするとともに、「景観形成基本方針」を定め、また、国、市町村又は公共的団体に「公共事業景観形成指針」に配慮するよう求めている。

出典:「岐阜県景観基本条例」(平成 16 年岐阜県条例第 46 号)

(10) 自然関係法令等

1) 防災上の地域指定の状況

事業実施区域及びその周辺の河川に隣接した区域は、河川法に基づく河川保全区域に指定されている。

事業実施区域及びその周辺には、砂防法に基づく砂防指定地、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり等防止法による地すべり防止区域はない。

2) 自然環境法による指定状況

ア 自然環境保全体法等による指定状況

事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全体法に基づき指定された自然環境保全地域、岐阜県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域はない。

イ 自然公園法等による指定状況

事業実施区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定された自然公園等、岐阜県立自然公園条例に基づき指定された県立自然公園はない。

ウ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による指定状況

羽島市の全域、輪之内町及び安八町の一部は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく銃猟禁止区域に指定されている。

エ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物の保存のための生息地等保護区及び管理地区、立入制限地区に指定された区域はない。

3) その他

事業実施区域及びその周辺には都市計画法に基づく風致地区、森林法に基づく保安林、都市緑地保全体法に基づき指定された緑地保全地区はない。

3.2.8 その他の事項

その他、対象事業に関連する事項は次のとおりである。

(1) 廃棄物の状況

1) し尿・汚泥

岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町、輪之内町及び安八町におけるし尿、汚泥処理量の状況を表 3.2-39 に示す。

表 3.2-39 し尿、汚泥処理量の状況

区分	し尿 (kL)	汚泥 (kL)	合計 (kL)
岐阜市	5,200	45,741	50,941
羽島市	2,158	29,917	32,075
岐南町	476	3,278	3,754
笠松町	551	4,680	5,231
輪之内町	453	4,870	5,232
安八町	368	2,133	2,501

出典:「平成 28 年度一般廃棄物処理事業実態調査の概要」(岐阜県)

2) ごみ量

岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町、輪之内町及び安八町におけるごみの排出量及び処理量の状況を表 3.2-40 に示す。(新施設の計画目標年度の平成 34 年度(2022 年度)の計画処理量は 123.6t/日)

表 3.2-40 ごみの排出量及び処理量の状況

区分		岐阜市	羽島市	岐南町	笠松町	輪之内町	安八町
排出量 (トン)	計画収集量	128,367	18,039	8,657	7,206	2,509	3,708
	直接搬入量	6,419	225	106	760	272	199
	集団回収量	8,229	1,050	0	383	169	344
	合計	143,015	19,314	8,763	8,349	2,950	4,215
処理量 (トン)	直接焼却量	118,526	14,674	7,864	6,700	1,948	3,230
	直接最終処分量	0	0	0	0	214	112
	直接資源化量	4,152	915	172	592	375	114
	中間処理後再生利用	6,342	2,114	1,978	1,488	205	152
	最終処分量	14,735	0	271	281	295	251
リサイクル率(%)		13.1	21.8	24.1	29.5	25.4	14.3

注)リサイクル率=100×(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)

出典:「一般廃棄物処理状況(平成 28 年度)」(岐阜県ホームページ)

(2) 循環型社会形成推進地域計画

岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町及び岐阜羽島衛生施設組合は、平成 29 年度(2017 年度)に平成 34 年度(2022 年度)までを計画期間とした「岐阜羽島地域 循環型社会形成推進地域計画」を策定し、ごみの発生の抑制・再使用・再資源化・適正処理の順を基本に、ごみの減量化・再資源化の効率的な推進及び適正処理を確保し、循環型社会の構築を目指している。

出典:「岐阜羽島地域 循環型社会形成推進地域計画」(平成 29 年 岐阜市・羽島市・岐南町・笠松町、岐阜羽島衛生施設組合)